

公取北海道 NEWS

<令和7年12月号>



公正取引委員会シンボルマーク

このシンボルマークは、市場や経済の動きを常に「ウォッチ」しているという公正取引委員会の役割を、外円及びマーク全体により、市場の番人の「眼」をイメージして表現している。

また、「自由」かつ「公正」な市場の実現という独占禁止法の目的を、それぞれ、大空を自由に舞う「鳥」と偏りのない「真円」により表現している。

全体のイメージは、世界の競争当局と連携して活動する公正取引委員会のグローバル感を同時に表しているもので、新たな時代に入った競争政策を担う公正取引委員会を、このシンボルマークによって表現している。

公正取引委員会事務総局 北 海 道 事 務 所

本通信は、令和8年4月より、現在の郵送からメールでの配信に移行することとしました。

現在、本通信をお読みいただいている皆様には令和8年3月まで引き続き本通信をお送りするとともに、メールアドレスを御登録いただきますとメールでも配信いたします。

つきましては、メールアドレスの御登録をお願いいたします。

詳細は9頁を御覧ください。

I 御案内①

再掲

全道で取適法説明会開催中！

令和7年12月17日(水)に函館市で取適法説明会を実施します。

先着順ですので御興味のある方は早めにお申し込みください！

また、今後、釧路市においても開催予定です。

詳しくは公正取引委員会北海道事務所のHPを御確認下さい。

開催日 開催時間	募集定員	会場	会場参加可能人数 (1事業者※当たり)	開催概要	申込先
令和7年9月26日(金) 13:30～15:00	90名 (先着順)	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 北海道経済産業局6階会議室	6名以上申し込みされる 方はお手数ですが、もう 一度お申し込みください	こちら	終了
令和7年11月7日(金) 10:00～12:00	90名 (先着順)	北海道旭川市緑が丘東3条2丁目1 番1号 旭川高等技術専門学院 講堂		こちら	終了
令和7年11月13日(木) 10:00～12:00	90名 (先着順)	北海道北見市末広町356番地1 北見高等技術専門学院 講堂		こちら	終了
令和7年12月1日(月) 13:30～16:30	70名 (先着順)	北海道苫小牧市本町1丁目6番1号 苫小牧市文化交流センター 講習室		こちら	終了
令和7年12月17日(水) 14:00～16:00	60名 (先着順)	北海道函館市美原4丁目6番16号 渡島総合振興局 講堂		こちら	申込みはこちら
令和8年1月30日(金) 09:30～11:30	60名 (先着順)	北海道釧路市大楽毛南1丁目2番51 号 釧路高等技術専門学院 講堂		こちら	申込みはこちら

お申し込みは[こちら](#)から。

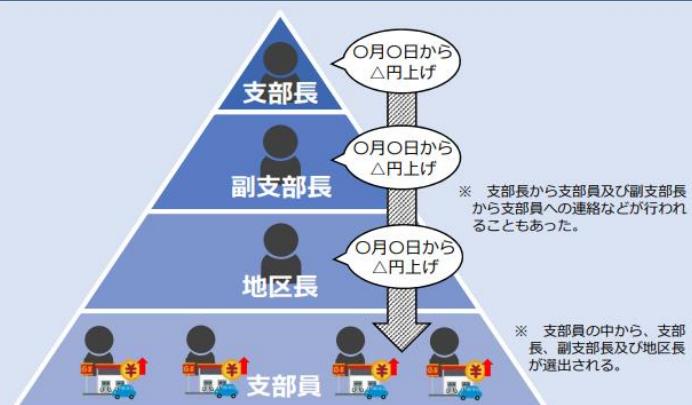


II 事件処理①

長野県石油商業組合北信支部に対する排除措置命令等について

長野県石油商業組合北信支部に対する排除措置命令、 同支部の支部員に対する課徴金納付命令等について（概要）

1 長野県石油商業組合北信支部の違反行為の概要



基本方針
<遅くとも令和6年12月16日頃以降>
支部員間での価格競争を回避し、支部員の利益を確保するため、
北信支部として、支部員が販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定し、
支部員に対し、当該決定に基づいて特定揮発油の販売価格の改定を実施させる。

特定揮発油の販売分野における競争を実質的に制限

- 北信支部に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令
- 北信支部による違反行為の実行としての事業活動を行った支部員に対し、独占禁止法の規定に基づき課徴金納付命令

2 非支部員に対する警告の概要

- ・ 非支部員3名は、継続的に、支部員から特定揮発油の販売価格の改定額等の情報を入手し、その情報を踏まえて、それが販売する特定揮発油の販売価格の改定額等を決定していた疑い
- ・ 非支部員3名に対し、今後、同様の行為を行わないよう警告

3 長野県石油商業組合に対する申入れの概要

- ・ 長野県石油商業組合は、北信支部において上記1の行為が行われていたことを認識していたにもかかわらず、事実上、容認していた
- ・ 長野県石油商業組合に対し、独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに長野県石油商業組合の役員、職員及び組合員を対象とする独占禁止法に関する定期的な研修を実施すること等について申入れ



どっきんの事件ポイントざっくり解説！

- ✓ 今回の事件は、長野県北信地区におけるガソリンの「販売価格カルテル」の事案だよ。
- ✓ 本件の特徴は…
 - ① **長野県石油商業組合北信支部**が行った行為について排除措置命令を行い、**その支部員17社**には課徴金納付命令を行ったんだよ。
 - ② 北信支部は、支部員が販売するガソリンの販売価格の改定額等を決め、支部員に、支部が決めた改定額等に基づいてガソリンの販売価格を改定させていたんだ。
 - ③ 北信支部の支部員ではない3名には、警告を行ったよ。
 - ④ **長野県石油商業組合**には、支部を含めた組合全体で独占禁止法の遵守に取り組むよう申入れを行ったんだよ。申入れの効果は、長野県石油商業組合の組合員が運営する約500店舗の給油所に及ぶから、**長野県全域で競争が確保されることが期待されるよ。**

公正取引委員会

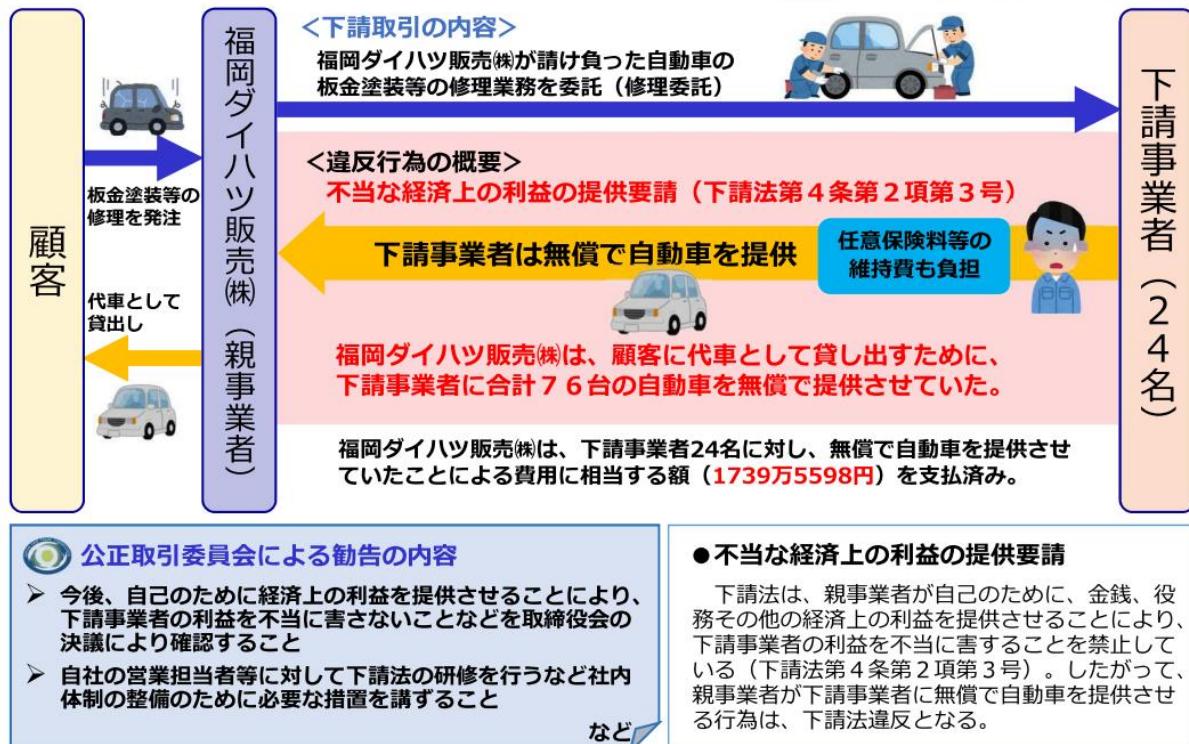
報道発表資料は[こちら](#)。

II 事件処理②

福岡ダイハツ販売株式会社に対する勧告について

福岡ダイハツ販売株式会社に対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



どっきんの事件ポイントざっくり解説！

- ✓ 本件は福岡ダイハツ販売が、「不當な経済上の利益の提供要請の禁止」に該当する行為を行った事件だよ！



✓ 本件の特徴は…

- ①本件は、親事業者が下請事業者に代車を無償提供させていた行為について勧告をしたんだ！
- ②提供させた自動車の数は合計76台！福岡ダイハツ販売が下請事業者に支払った無償提供の費用相当額は1739万5598円だよ。

✓ メッセージ

自動車の販売を行うディーラーの皆さん！
顧客に貸し出す目的で代車を下請事業者に無償提供させていないか
自主点検をしてね！そして、下請法違反が見つかった場合には、
公正取引委員会に**自発的申出**をしてね！

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

報道発表資料は[こちら](#)。

II 事件処理③

南日本運輸倉庫株式会社に対する勧告について

南日本運輸倉庫株式会社に対する勧告（概要）



南日本運輸倉庫株式会社
(一般貨物運送事業、倉庫業等)
(親事業者)

●下請取引の内容

南日本運輸倉庫(株)は、下請事業者に対し、自社が食品卸等から請け負う食品の運送の全部又は一部を委託している。



下請事業者
(食品の運送)
(6名)

●違反行為の概要

南日本運輸倉庫(株)は、令和6年6月から令和7年9月までの間、「元請管理手数料」等の額を下請代金の額から差し引き、又は振込手数料を負担させた上で支払っていた。上記の行為により減額（注）した金額は、下請事業者6名に対し、総額約1896万円

※南日本運輸倉庫(株)は、下請事業者に対し、減額した金額を支払済み。



公正取引委員会からの勧告の内容

- 以下2点について、取締役会の決議により確認すること
 - ・下請代金の額から「元請管理手数料」等の額を減じていた行為が下請法の規定に違反するものであること
 - ・今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の減額を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備することなど

（注）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法第4条第1項第3号違反となる。



どっきんの事件ポイントざっくり解説！

- 今回の事件は南日本運輸倉庫が、「下請代金の減額」に該当する行為を行った事件だよ！

- 事件の特徴は…

①運送事業者が、下請代金に一定の率を掛けて計算された額を、下請代金から差し引いたり、下請事業者に支払わせていたんだ。支払わせる場合には、振込手数料も負担させていたんだよ。

②運送事業者に対する下請法の減額事案についての勧告は、約5年ぶりなんだよ！

- メッセージ

親事業者の皆さん！発注時に定めた下請代金の額を減じることは違反になるから注意してね！

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

報道発表資料は[こちら](#)。

II 事件処理④

ツヴァイ 株式会社ZWEIに対する勧告について

株式会社ZWEIに対する勧告(概要)

【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



業務委託の内容

会員同士のお見合いの日程調整、会員からの結婚相談に係るカウンセリング、「婚活パーティー」と称するイベントの司会及びマーケティングに係るコンテンツ等の制作等

違反行為の概要

特定受託事業者134名に対し、業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**(注)

（業務委託事業者）
株ZWEI



勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ①取締役会の決議(今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること等を確認すること)
- ②研修を行うなど、社内体制を整備

など

(注) 取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

✓ 本件はZWEI(ツヴァイ)に
「取引条件の明示義務」
の規定に違反する事実が認められた事件だよ！



✓ 本件の特徴は…

- ①違反行為を受けていたフリーランスの数が**134名**で、すごく多かったんだ。
- ②フリーランス法の**「取引条件の明示義務」**違反だけで勧告を行った**初めての事案**なんだよ。

✓ メッセージ

取引条件の明示は、**取引の柱となる重要な義務**だよ！
フリーランスと取引をする事業者の皆さん、**明示事項の一部が明示されていなくても違反**になるので、**全ての明示事項がきちんと明示されているか確認**してね。



報道発表資料は[こちら](#)。

II 事件処理⑤

グロービジョン株式会社に対する勧告について

グロービジョン株式会社に対する勧告(概要) 【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



グロービジョン株
(特定業務委託事業者)

業務委託の内容

テレビジョン放送事業者等から請け負うアニメ番組等の制作に係る音声出演、演出、翻訳、編集等



違反行為の概要

特定受託事業者55名に対し、

- 業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**(注1)
- 報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。**(注2)

フリーの声優、演出家、翻訳家など
(特定受託事業者)



勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ①取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認)
- ②特定受託事業者との取引について、取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかつたのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
- ③研修を行うなど、社内体制を整備など

(注1) 取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

(注2) 期日における報酬支払義務

給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。

支払期日が定められなかつた場合は、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日が支払期日となり、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第2項・第5項)。

どっきんの事件ポイントざっくり解説！

本件はグロービジョンに「取引条件の明示義務」と「期日における報酬支払義務」の規定に違反する事実が認められた事件だよ！



本件の特徴は…

- ①音響制作等を行う事業者に勧告を行った初めての事案だよ。
- ②違反行為を受けたフリーランスには、演出家や翻訳家、声優が含まれていて、これまでの**フリーランス法の勧告事案には見られなかつた業種が多かつた**んだ。

メッセージ

フリーランスと取引する事業者の皆さん、フリーランス法が**現場の担当者まで周知されているか**改めて確認してね。

公正取引委員会

報道発表資料は[こちら](#)。

III 最近のトピック①

苫小牧で一日公正取引委員会を開催！

12月頭、苫小牧市内で一日公正取引委員会を開催しました。

参加いただきました皆様、誠にありがとうございました！

遠方で参加できなかった皆様におかれましては、来年度以降も道内で開催予定ですので、近くで開催される際はぜひ御参加いただけますと幸いです。

開催の様子は写真のとおりです。

下請法（取直法）説明会



消費者セミナー・スマホ新法説明会



フリーランス法説明会



キラキラ公園に立ち寄る公式マスコット
どっきん&オットリー長官



中学生向け独占禁止法教室



公取委との懇談会に臨む苫商議所のメンバー



苫小牧商工会議所との懇談会

(出典：令和7年11月29日苫小牧民報)

III 最近のトピック②

再掲

取適法特設サイトが OPEN しました！

桃太郎をモチーフとした特設サイトが OPEN しました！

短いショートアニメーション付きで下請法の改正ポイントを押えることができます。ぜひご覧ください！！

The screenshot shows the official website of the Japan Fair Trade Commission (JFTC). The header includes the JFTC logo, English and Japanese language links, and a search bar. The main content area features a large circular graphic with figures and the text "JAPAN FAIR TRADE COMMISSION". A banner at the bottom left promotes the opening of a special site for the revision of the Subcontracting Law.



特設サイトは[こちら](#)。



公取委北海道事務所通信の名称が変わり、 メールマガジンになります！

このたび、「公取委北海道事務所通信」は「公取北海道NEWS」に名称変更しました！

これまで紙媒体でお届けしていた事務所通信を、メールでの配信及び当事務所HPでのお知らせに変更することに合わせ、名称についてもより多くの方に公正取引委員会の活動がお届けできるよう一新することとして命名しました。

今後は、最新号の PDF ファイルを一定期間、HPに掲載するとともに、配信先メールアドレスを御登録いただいた皆様に、公取北海道NEWSをメールで配信いたしますのでご期待ください！

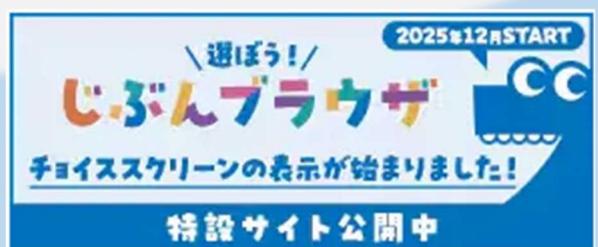
https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/hokkaidonews.html

The screenshot shows the official website of the Japan Fair Trade Commission's Hokkaido Regional Office. At the top, there is a navigation bar with links to various sections like Home, About the Commission, Press Releases, Monopoly Control Law, etc. A yellow callout box on the right points to a specific section of the page containing instructions for email address registration. Below the navigation bar, there is a QR code.

配信先の御登録方法はこちら！

【配信先メールアドレス御登録方法】
 「hkdsoumu0416-○-jftc.go.jp」(「-○-」を@に置き換えてください。) に「(所属_氏名) 公取北海道NEWS配信への登録」というタイトルで空メールをもって、御送付ください。
 当方から登録完了メールをもって、御登録完了となります。
 ※頂いた情報は本件「公取北海道NEWS」配信のために利用するものであり、それ以外の目的で利用することはありません。

スマホ法（正式名称「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」）が12月18日（木）全面施行します！！



施行に合わせてスクリーンチョイスの特設サイトやPR動画（YouTube）が公開されています！

公正取引委員会は、各種SNSで情報発信を行っています！



J a p a n F T C



J F T C c h a n n e l



（旧：）

【発行元】

公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課総務係
電話：011-231-6300（代表）
〒060-0042
札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎